1　品種登録の番号　第18792号
2　品種登録の年月日　平成22年1月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　JACHONEW
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　京成バラ園芸株式会社　東京都墨田区押上一丁目12番1号
7　出願公表の年月日　平成18年12月18日

1　品種登録の番号　第18793号
2　品種登録の年月日　平成22年1月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　KORMAMTIZA
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　W. Kordes' Sohne Rosenschulen GmbH & Co KG　Rosenstr. 54, D−25365 Klein Offenseth-Sparrieshoop, Germany
7　出願公表の年月日　平成19年2月13日

1　品種登録の番号　第18794号
2　品種登録の年月日　平成22年1月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　MEIBONJO
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　京成バラ園芸株式会社　東京都墨田区押上一丁目12番1号
7　出願公表の年月日　平成19年3月2日

○経済産業省告示第三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年一月十四日

経済産業大臣　直嶋　正行

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4968	日本ライツ株式会社	東京都多摩市永山六丁目二十二番地六	平成二十一年十一月二十日から平成二十二年十一月十九日まで
4969	渋崎建設株式会社	長野県諏訪市渋崎千七百二十二番地	平成二十一年十二月十八日から平成二十二年十二月十七日まで
4970	諏訪重機運輸株式会社	長野県諏訪市大字上諏訪字舟渡川西千七百四十九番	平成二十一年十二月十八日から平成二十二年十二月十七日まで

1　品種登録の番号　第18795号
2　品種登録の年月日　平成22年1月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　MEIHECLUZ
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　京成バラ園芸株式会社　東京都墨田区押上一丁目12番1号
7　出願公表の年月日　平成19年3月2日

1　品種登録の番号　第18796号
2　品種登録の年月日　平成22年1月14日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　TAN97094
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所　Rosen-Tantau, Mathias Tantau Nachfolger Tornescher Weg 13, 25436 Uetersen, Germany
7　出願公表の年月日　平成19年3月2日
Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
　登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省生産局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4971	株式会社伝長	石川県金沢市湊一丁目五十五番十	平成二十一年十二月三日から平成二十二年十二月二日まで
4972	株式会社江守	富山県射水市二の丸町十六番二十号	平成二十一年十一月三十日から平成二十二年十一月二十九日まで

○国土交通省告示第十一号

成田国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百二十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月十四日　国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一
二　空港の名称及び位置　成田国際空港　千葉県成田市
三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十一年国土交通省告示第千三百三十八号参照。）
　エプロン
　面積　二百二十八万二千七百八十二平方メートル
四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十二年三月十一日

○国土交通省告示第十二号

大分空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年一月十四日　国土交通大臣　前原　誠司

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　大分空港照明施設
三　航空灯火の位置及び所在地　大分空港内及びその周辺　大分県国東市
四　変更した事項（変更前の事項については、平成二年運輸省告示第六十六号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十五号を参照。）
　イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表飛行場灯台の項光度の欄中「二十九万カンデラ」を「二万一千カンデラ」に「五万カンデラ」を「三千百カンデラ」に変更した。
　ロ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表風向灯の項配置等の欄中「約千九百八十メートル」を「約千八百十メートル」に変更した。
五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十二年二月十一日

○国土交通省告示第十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項及び気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第二項の規定に基づき、平成二年運輸省建設省告示第二号（洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

表北上川水系の項中

「

北上川	左岸	岩手県盛岡市岩脇町十四番地先
	右岸	同市下厨川字赤平四番地先
岩手・宮城県境		
館坂橋、明治橋、紫波橋、朝日橋、男山、木橋、曲橋、大桜、禅寺、狐、諏訪前		